

最高裁における職員一人当たりの一月当たりの平均超過勤務時間の時間別割合
(令和4年4月から12月まで)

15時間以下	54%
15時間超30時間以下	27%
30時間超45時間以下	14%
45時間超	5%

※行(一)6級以下、行(二)、医(一)、医(三)の職員を対象とするもの

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率の推移

平成29年度	0.97%
平成30年度	0.98%
令和元年度	1.16%
令和2年度	2.61%
令和3年度	2.69%
令和4年度	2.72%

一般職の常勤職員・非常勤職員の数の推移

	常勤職員	非常勤職員
令和元年	21,530	346
令和2年	21,510	474
令和3年	21,499	458
令和4年	21,342	493

※ いずれも12月1日現在の人数

障害者枠で採用した職員に占める常勤職員の割合の推移

令和元年度	13.1%
令和2年度	8.4%
令和3年度	9.2%
令和4年度	9.0%

図表7 常勤・非常勤職員間の主な休暇・手当の格差

休暇制度	常勤職員	非常勤職員
採用年度における年次休暇	20日※1	6ヶ月経過後 最大10日※2
病 気 休 暇	90日以内 (有給)	10日 (無給) ※3
公務上の負傷・疾病休暇	必要と認められる期間 (有給)	必要と認められる期間 (無給)
生 理 休 暇	必要と認められる期間 (有給)	必要と認められる期間 (無給)
妊産婦の保健指導・通勤緩和等	(職務専念義務免除)	必要と認められる期間 (無給)
保 育 時 間	1日2回各30分以内 (有給)	1日2回各30分以内 (無給)
子の看護休暇、短期介護休暇	1年に5日以内 (有給) ※4	1年に5日以内 (無給) ※5

手 当 制 度	常勤職員	非常勤職員
住 居 手 当	最高28,000円	支給せず※6
扶 養 手 当	配偶者6,500円/子10,000円等	支給せず※6
寒 冷 地 手 当	1級地で最高26,380円	支給せず※6

※1 1月1日～12月31日の期間

※2 1週間の勤務日が5日以上とされている職員、1週間の勤務日が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合

※3 常勤職員について定められている勤務時間で勤務する日が1週間当たり5日以上とされている職員で、6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員のみ

※4 養育する小学校就学の始期に達するまでの子、要介護者が2人以上の場合は10日

※5 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務が121日以上であって、6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員のみ

※6 支給の根拠となる法規なし